

目 次

第 I 編 金融円滑化法の終了を迎えて

第 1 章 金融円滑化法……………藤田清文・2

I	金融円滑化法とその成果……………	2
1.	金融円滑化法の導入……………	2
2.	金融円滑化法の内容……………	3
(1)	適用対象……………	3
(2)	金融機関の努力義務……………	3
(3)	行政庁の対応……………	4
3.	金融円滑化法の成果……………	5
(1)	貸付条件変更等の取組み……………	5
(2)	企業倒産件数の減少……………	6
(3)	開示債権（要管理債権）の推移……………	6
4.	金融円滑化法の弊害……………	7
(1)	モラルハザードの懸念……………	7
(2)	金融円滑化法利用後の倒産……………	8
(3)	倒産の先延ばし……………	9
5.	まとめ……………	9
II	2012年4月20日政策パッケージ……………	10
1.	金融円滑化法終了に向けた動き……………	10
2.	政策パッケージ……………	12
3.	金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮……………	12

4. 企業再生支援機構および中小企業再生支援協議会の機能および連携の強化	13
(1) 機構における取組み	13
(2) 協議会における取組み	14
(3) 機構と協議会との連携強化のための取組み	15
(4) 地域経済活性化支援機構への改組	15
5. その他経営改善・事業再生支援の環境整備	16
(1) 「中小企業支援ネットワーク」の構築	16
(2) 事業再生ファンドの設立促進	17
(3) 資本金性借入金の活用	17
6. 金融円滑化法終了後の検査・監督の方針	18
(1) 検査・監督の方針	18
(2) 検査・監督の動向	19
7. まとめ	19

第2章 わが国の企業をめぐる経済環境 21

I 世界経済の状況	中野瑞彦・21
1. 波乱に富んだ1990年代の国際経済	21
2. ITバブル崩壊によって幕を開けた21世紀	21
(1) 米国	21
(2) 欧州	23
(3) 新興国	23
3. リーマン・ショックにより暗転した世界経済	24
(1) リーマン・ショックと当局の対応	24
〔図表1〕 世界主要国の経済成長率	26
(2) 1次産品価格の高騰と金融規制の強化	26
〔図表2〕 先進国の政策金利の推移	27

4. 欧州政府債務危機と世界的な経済の緩やかな回復	28
(1) 欧州政府債務危機	28
(2) 世界的な経済の緩やかな回復	29
II 国内の経済情勢	伊沢敏一・30
1. はじめに	30
2. リーマン・ショックと金融関連法案	30
3. 金融円滑化法の成立	31
4. 金融円滑化法の骨子	31
5. 金融円滑化法と倒産	32
6. 改正貸金業法	32
7. 東日本大震災の発災	33
8. 欧州危機と円高	34
9. 国内消費の低迷→デフレによる投資の低迷——負の連鎖、縮小の連鎖	35
10. 今後の日本経済の展望	35
III 地域経済の状況	中野瑞彦・35
1. デフレに苦しむ地域経済の状況	35
〔図表3〕 地域別総生産、県内総生産（名目）の増加率（1996年度～2007年度）	36
〔図表4〕 リーマン・ショックの影響（2007年度～2010年度）	37
2. 都道府県レベルの取組み——鳥取県の事例	38
(1) 鳥取県の経済情勢	38
〔図表5〕 鳥取県の名目県内総生産に占める産業別割合	39
(2) 鳥取県の地理情勢	39
(3) 鳥取県の取組み	40
3. 東日本大震災被災地域の状況	41
(1) 被災の状況	41
〔図表6〕 復興特区制度：税制上・金融上の特例の活用状況	41

(2) 被災地の経済情勢	42
〔図表7〕 被災5県の県内総生産の推移（年度ベース、2001年度=100）	42
4. 小括	43
IV わが国の法的倒産の現状——法的倒産の件数と負債額推移	
西島 茂	44
1. 2001年度以降の倒産概況	44
〔図表8〕 法的倒産の推移	45
〔図表9〕 貸し渋り倒産件数推移	46
2. 銀行の体力に左右される倒産	46
3. 特別清算や破産などの清算型倒産が増加	46
4. 特別保証利用後倒産	47
5. 長引いた不良債権の処理	47
〔図表10〕 特別保証制度利用企業倒産の影響	48
〔図表11〕 塩漬け案件の処理過程	48
6. 倒産規模の零細化、地方と都市部の格差	49
〔図表12〕 2005年度と比較した2007年度の地域別倒産件数伸び率	49
〔図表13〕 負債額別倒産件数の構成比推移	50
7. 業歴の長い企業の行き詰まり	50
〔図表14〕 業歴別倒産傾向	51
〔図表15〕 原油価格の推移（WTI, \$/Barrel）	51
〔図表16〕 原料高関連倒産	52
〔図表17〕 ガソリンスタンドの倒産	52
8. 原料高倒産	53
9. リーマン・ショック直後の倒産	53
10. 政策効果（エコポイント、金融円滑化法、緊急保証制度）による倒産抑制	53
〔図表18〕 不動産業の倒産推移	54
〔図表19〕 製造業の倒産推移	54

〔図表20〕 保証承諾件数と倒産件数の推移	55
〔図表21〕 登録車数と製造業倒産推移	56
〔図表22〕 テレビ出荷台数と製造業倒産推移	57
〔図表23〕 金融円滑化法利用後の倒産	57
V 中小企業の経営環境	58
1. 金融円滑化法終了後の銀行と企業の関係	村上茂久
(1) はじめに	58
(2) これまでの銀行と企業の関係	59
(3) 銀行と企業の関係についての実証先行研究	61
(4) 金融円滑化法終了後の銀行と企業の関係についての考察	63
〔図表24〕 大手銀行の自己資本比率（連結）の推移	64
〔図表25〕 倒産企業件数の推移	65
〔図表26〕 地域再生ファンドの動向	66
(5) おわりに	68
2. 市場変動に伴う企業リスクの分析	篠原 進
(1) 「特約付き長期為替予約」の概要	70
(2) 「特約付き長期為替予約」の取引例とシミュレーション	73
〔図表27〕 取引例を用いたシミュレーション	74
〔図表28〕 米ドル円の推移	75
3. 企業信用調査における情報収集のポイント	西島 茂
(1) 倒産の原因は企業ごとに異なる	76
(2) 調査員は取材時に何を重視しているか	77
(3) 信用調査のポイント	78

第3章 中小企業支援ネットワーク 80

I 地域経済活性化支援機構	片山英二／河本茂行
1. はじめに	80

2. 日本航空事案	81
(1) ETIC 支援の意義	81
(2) 債権者委員会的機能を有した主要債権者との協議	82
(3) 日本航空に関するいわゆる不公平論等	83
3. 機構の私的整理実務	86
4. 機構と政策メニューの推進	86
(1) 中小企業の再生支援に向けた機構法改正・支援決定期間等の延長	86
(2) 中小企業の経営改善のための政策パッケージ	87
(3) 他の事業再生組織との連携	87
5. 法律改正による地域経済活性化支援機構への改組	88
II 中小企業再生支援協議会	90
1. 中小企業再生支援協議会の現状	秋 松郎・90
(1) 中小企業再生支援協議会とは	90
(2) 目的	90
(3) 再生支援手続の流れ	91
(4) 中小企業再生支援協議会による私的整理手続の特徴	91
(5) 中小企業再生支援協議会の現状	91
〔図表29〕 相談件数および再生支援件数の推移①	93
〔図表30〕 相談件数および再生支援件数の推移②	93
〔図表31〕 相談案件の四半期ごとの推移	94
〔図表32〕 相談件数の年度別推移	94
〔図表33〕 計画策定完了案件数の四半期ごとの推移	95
〔図表34〕 計画策定完了案件数の年度別推移	95
〔図表35〕 再生支援手法別の取組み件数	96
〔図表36〕 再生支援手法の年度別推移	96
(6) 中小企業再生支援協議会の今後の展望	97
〔図表37〕 事業再生手続の中心ステージ	98

2. 中小企業再生支援協議会の機能強化のための提案	本永敬三・99
(1) 中小企業再生支援協議会の機能強化等の現状	99
(2) 中小企業者の「真の意味での経営改善」	100
〔資料1〕 金融担当大臣談話——中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等について——〔「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の推進等〕(抜粋)	100
(3) 「真の意味での経営改善」が必要である中小企業者	101
〔図表38〕 「真の意味での経営改善」が必要な中小企業者	102
(4) 協議会の機能強化のための提案	102
〔図表39〕 従来スキームと新スキーム	103
(5) 経営改善支援センターの活用	105
〔資料2〕 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律——目的：第1条	106
(6) 事業再生をするための具体的施策にまで踏み込んだ「真の意味での経営改善」	106

第4章 私的整理をめぐる社会資源

I 企業再生ファンドの現状——地域再生ファンドを中心に	松尾順介・108
1. はじめに	108
2. 地域再生ファンドの特徴	109
〔図表40〕 主な地域再生ファンド	110
3. 地方銀行主導型ファンド	114
〔図表41〕 中小企業基盤整備機構による中小企業再生ファンド組成実績(2014年3月)	115
4. 地方銀行主導型ファンドの事例——静岡キャピタルの取組み	118

〔図表42〕 静岡キャピタルの中小企業支援ファンド（概要）	120
5. 民間ファンド会社の事例——リサ・パートナーズ	120
〔図表43〕 リサ・パートナーズの事業内容	122
〔図表44〕 リサ・パートナーズの再生ファンドと提携金融機関	124
6. まとめ	126
II 企業再生ファンドの現状——外国再生ファンドの動向	
.....時国 司	127
1. 日本の投資ファンド・再生ファンドを取り巻く環境	127
2. 投資ファンドとの関係性	128
3. 投資ファンドを受け入れるメリット	128
4. 投資ファンドの存在意義——具体例を通じて	130
(1) 案件の概要	130
(2) 事業再生への道筋	131
(3) 具体的な施策	131
5. 今後の日本における投資・再生ファンド	134
III 望まれる新しい事業再生と ADR	佐藤鉄男
.....	137
1. 普通名詞としての事業再生 ADR	137
2. 望まれる事業再生へのさまざまな側面	138
3. 事業再生にとっての ADR の位置	139
(1) ADR の潮流の波及	139
(2) 事業再生と裁判所の内外	140
4. 事業再生 ADR の適正水準	142
(1) 損益の改善	142
(2) 債務の整理＝権利処遇	143
5. ハイブリッドな事業再生手続	144
(1) 私的整理は新たなステージへ	144
(2) 私的整理で重視されるべきこと	145
6. 結びに代えて	147

IV 地域経済の活性化とこれからの ADR	横江正三
.....	147
1. 地域経済の状況と従来の再生手法	147
(1) 地域間競争の激化	147
(2) 長期的視点の欠如	148
2. 新たな再生手法	149
(1) 地域経済の活性化のための事業計画	149
(2) 商店街・温泉旅館の事例	149
〔図表45〕 商店街の最近の景況	151
〔図表46〕 商店街における問題	151
3. ADR の活用	152
〔図表47〕 ADR 機関の役割イメージ図	153

第II編 私的整理のすすめ

第1章 倒産処理の不易と流行

佐藤鉄男・156

I はじめに	156
II 現行倒産法制への途	157
III 倒産法制の現在の状況	161
IV 倒産法制の今後の展開	164

第2章 私的整理の枠組み

167

I 私的整理のガイドラインによる実務の総括	今川嘉文
.....	167
1. 私的整理ガイドラインの導入	167
(1) 私的整理の問題点	167
(2) 私的整理ガイドラインの導入	168

(3) 私的整理 GL の特徴	169
(4) 再建計画案の内容と要件	170
(5) 対象債務者となり得る企業	171
2. 私的整理ガイドラインの手続	172
(1) 私的整理の申出	172
(2) 一時停止の通知	172
(3) 第1回債権者会議	173
(4) 主要債権者による報告（専門家アドバイザーの説明会）	173
(5) 第2回債権者会議	174
(6) 再建計画の成立・不成立	174
3. 私的整理ガイドラインの利用メリット	175
(1) 債権者・債務者側の税務処理	175
(2) 事業価値の急激な毀損回避	175
(3) 迅速かつ透明性・公平性の高い手続	176
(4) 抜本的な再建計画	176
(5) 代表訴訟リスクの軽減	176
(6) 上場廃止等の猶予	177
(7) 債務者区分の取扱い	177
4. 私的整理ガイドラインの利用デメリット	177
(1) 要件の厳格性	178
(2) 経営者の責任	178
(3) 法的拘束力・強制力の欠如	179
(4) 失敗後の法的整理への移行義務	179
5. 私的整理ガイドラインの課題と利用減少	180
II 個人版私的整理ガイドライン	181
I. 現状の枠組み・成果の検証	181
(1) はじめに	181
(2) 本ガイドライン策定の経緯	182

(3) 本ガイドラインの特徴	183
(4) 手続の概要	184
(5) 本ガイドラインによる弁済計画	185
(6) 成果の検証	187
〔図表48〕 個人債務者の私的整理に関するガイドライン利用件数（平成26年4月4日時点）	189
〔図表49〕 個人債務者の私的整理に関するガイドライン利用件数推移（平成26年1月31日まで）	190
(7) おわりに	191
2. 個人版私的整理ガイドラインの現状と課題	小向俊和・192
(1) はじめに	192
(2) ガイドラインの意義・特徴	193
(3) ガイドラインの現状と課題	195
(4) おわりに	199

第3章 事業再編に関する比較法的考察

.....	200
I はじめに	佐藤鉄男・200
1. 本章の意義	200
2. 本章の視点	201
3. 不良債権処理と事業再編の新展開	202
4. 裁判所内外の事業再編	204
5. 事業再編窓口とプレーヤー	205
II 米 国	206
I. 米国事業再編の実務——制度的視点	森 倫洋／菅野百合・206
(1) 制度の概要	206
(2) ワークアウトとチャプターイレブンの関係	209
(3) 各 論	215

(4) 結語	218
2. 実務的視点——事業再生に絡むプレーヤー	堀内秀晃・219
(1) はじめに	219
(2) ディストレスト債権投資ファンド（アップサイド追求型）	220
〔図表50〕 事例：Chapter11申請時と脱却時点の企業価値	222
〔図表51〕 事例：借入金と株式の既存債権者への分配	222
(3) ターンアラウンド・マネジャー	223
(4) リクイーター	226
(5) おわりに	229
3. 米国の銀行破たん処理と FDIC や RTC の役割	高月昭年・230
(1) レシーバシップ方式で処理	230
(2) FDIC の3つの顔	232
(3) 銀行破たん処理と事業再編	233
(4) レシーバの権限	235
(5) コンサベーター	236
(6) RTC	237
(7) 日本の参考になるか	238
4. 米国連邦倒産法363条セールの概要と事業譲渡における債権者保護	井出ゆり・240
(1) はじめに	240
(2) 363条セールの制度概要と実務運用	241
(3) 363条セールにおける債権者保護	243
(4) 363条セールの許可に係る近年の傾向	245
(5) わが国の事業再生手続に対する示唆	246
III アジア	247
1. 韓国——韓国資産管理会社（KAMCO）による再生支援	高岡俊文・247
(1) はじめに	247

(2) KAMCO 設立	247
〔図表52〕 KAMCO 資本増資歴	248
(3) 不良債権処理	249
〔図表53〕 金融機関別不良債権買取り状況（1997年11月～1999年12月）	251
〔図表54〕 年度別不良債権買取り状況	251
(4) 私的整理と企業再生	253
〔図表55〕 大宇系列企業再生支援状況	256
〔図表56〕 企業構造調整関連制度の比較	259
(5) 最後に	260
2. アジア諸国	杉本 究／信夫大輔・260
(1) はじめに	260
(2) アジア通貨・経済危機を契機とした私的整理手続実務の進展	261
(3) 各国における私的整理手続実務の現状	263
(4) アジア地域で共有される私的整理手続の枠組み	268
(5) おわりに	268
IV ヨーロッパ	270
1. イギリス	中村吉伸／舟橋宏和・270
(1) イギリスにおける私的整理の変遷	270
(2) 私的整理の概要	273
(3) 各選択肢の比較	277
〔図表57〕 再生手法の選択の主なポイント	278
2. フランス	小梁吉章・280
(1) 概観	280
(2) 倒産処理法上の制度	281
(3) 事業再生支援策	289
(4) 起業の促進	290
(5) 続けられる努力	290

第4章 日本における事業再編の歴史 ……292

I 整理回収機構 ……四宮章夫・292	
1. はじめに ……292	
2. 整理回収機構設立の背景 ……292	
3. わが国での整理回収機構の活動の限界 ……294	
4. 金融庁検査 ……296	
5. 整理回収機構による不良債権の回収 ……298	
(1) 整理回収機構による不良債権回収のスタンス ……298	
(2) 整理回収機構による不良債権回収の実態 ……299	
6. 整理回収機構による破たん金融機関の役員に対する責任追 及の問題 ……308	
(1) O氏の場合 ……308	
(2) T氏の場合 ……308	
7. 結語 ……309	
II 住管機構の立上げと当初の全体の運営方針など ……吉田 正・310	
1. 住管機構 ……310	
(1) 住管機構の設立 ……310	
(2) 不良債権処理と住管機構 ……310	
(3) 事業再生という考え方 ……310	
2. 住専処理前後の日本の不良債権の状況 ……311	
(1) 処理に伴う負担スキームと公的資金 ……311	
〔図表58〕 日本の不良債権処理の状況 ……312	
(2) 新たな展開 ……313	
3. 住専処理 ……313	
(1) 政府案 ……313	
(2) 住専国会 ……314	

(3) 住管機構設立 ……314	
4. 住管機構立上げ当初の不良債権処理手法 ……314	
(1) 国策会社・司法的見地に立っての業務運営 ……314	
(2) 世論への対応 ……315	
(3) 回収目標達成の目的化 ……315	
5. 住管機構の設立とその当初の運営を振り返ってみて ……316	
(1) 処理時期は適切であったか ……316	
(2) 司法的処理が適切であったか ……316	
(3) 銀行という金融機能にキャピタルゲインは必要か ……317	
III 産業再生機構——カネボウ・花王の事例から ……上田耕一郎・318	
1. カネボウの略歴および私的整理開始の背景 ……318	
2. 私的整理のプロセス ……320	
(1) 花王との化粧品事業統合案 ……320	
(2) 花王への化粧品事業売却案 ……320	
〔図表59〕 カネボウ私的整理の推移 ……321	
(3) IRCJによる支援決定（1回目） ……322	
〔図表60〕 IRCJによる支援決定（1回目） ……323	
(4) IRCJによる支援決定（2回目） ……324	
〔図表61〕 IRCJによる支援決定（2回目） ……324	
〔図表62〕 事業の選択と集中 ……325	
〔図表63〕 IRCJによる2回目の支援決定後 ……326	
〔図表64〕 花王・ファンド連合への譲渡 ……327	
(5) IRCJによる花王・ファンド連合への売却 ……327	
(6) ファンド連合によるカネボウの組織再編（少数株主のスクイー ズ・アウトと訴訟問題） ……328	
〔図表65〕 ファンド連合による組織再編① ……328	
〔図表66〕 ファンド連合による組織再編② ……329	
〔図表67〕 営業譲渡対価の処理 ……330	

(7) ファンド連合によるホーユーへの売却	331
3. カネボウの再生における私的整理の意義	332
(1) 私的整理開始および成立の主な要因	332
(2) IRCJ の役割	332
〔図表68〕 IRCJ スキームにおける投融資の状況	333
(3) 金融機関	334
(4) 既存株主	335
(5) カネボウ経営陣	336
(6) 花 王	337
(7) ファンド連合およびホーユー	337
IV 日本航空の会社更生手続に至る経緯とその後の経過…伊藤隆宏	339
1. はじめに	339
2. 経営危機に至るまでの状況	339
3. 経営危機から破たん・再建までの経緯	339
〔図表69〕 JAL のたどった経緯（更生計画案提出まで）	339
4. 諸問題の整理	343
(1) 政治主導による混乱	343
(2) タスクフォースの問題点	343
(3) 私的整理の限界	344
(4) 不完全なプレパッケージ型会社更生手続	344
(5) おわりに	344
V 事業再生 ADR	345
1. 弁護士の視点から…鈴木 学	345
(1) 事業再生 ADR の特長	345
(2) 事業再生 ADR の課題	348
(3) 手続を利用するにあたっての債務者側の留意点	351
2. 公認会計士の視点から…大橋 修	355
(1) 事業再生 ADR における公認会計士の役割	355

(2) 事業再生計画案の内容	355
(3) 資産評定の基準	357
(4) 公認会計士としての対応	357
3. コンサル会社の視点から…杉本 究／信夫大輔	359
(1) はじめに	359
(2) 経営者責任の射程	360
(3) 各手続の比較	361
(4) 事例の検討	361
(5) 経営者責任規定の必要性	362
〔図表70〕 金融支援を伴う上場企業の事業再生計画における経営者責任 の事例	363
(6) おわりに	365
VI 司法型 ADR としての特定調停…中井康之／山本 淳	366
1. 司法型 ADR	366
2. 特定調停	367
(1) 立法の経緯とその運用	367
(2) 特定調停の事業再生における利用可能性	368
(3) 特定調停の実務上の活用	372

第Ⅲ編 あるべき私的整理手続の実務

第1章 私的整理手続概説

I 私的整理手続の経済合理性…四宮章夫	380
1. はじめに	380
2. 私的整理の必要性	380
3. 私的整理の再評価	383

4. 過去の私的整理の総括	384
5. 私的整理に期待される秩序	386
(1) 各種 ADR 機関	386
(2) 私的整理に関するガイドライン	387
(3) 法的整理手続	387
6. 私的整理と債権者の同意の要否	388
(1) 債権者の利益の保護と同意の要否	388
(2) 私的整理と危機時期の到来	388
7. 私的整理と弁護士	389
(1) 債権者との関係	389
(2) 係争の目的物の譲受け	390
(3) チームリーダーの役割	390
II 企業価値の評価	390
1. 事業再編のためのデューディリジェンスの実務	山下裕美子・390
(1) 事業再編のためのデューディリジェンス	390
(2) 財務 DD	391
(3) ビジネス DD	391
(4) 不動産 DD	392
(5) 法務 DD	392
(6) 事業計画と企業価値	393
(7) 各 DD の連携	393
〔図表71〕 DD と BS の関係	394
2. 事業再生と不動産鑑定とのかかわり——法的整理手続を中心に	大八木雅明・394
(1) 法的整理手続と不動産鑑定評価	394
(2) 民事再生法、会社更生法における財産評定において求めるべき 不動産鑑定評価額	395
(3) 民事再生法、会社更生法における財産評定上の問題点	395

〔図表72〕 不動産鑑定評価における価格の種類と規定（民事再生法・会社 更生法）	396
(4) 鑑定評価により把握できるもの、そうでないもの	397
(5) まとめ	398

III 金融機関による私的整理への新たな試み——債権者はどこまで 踏み込むことができるのか	舛井正俊／前田和則・399
1. はじめに	399
2. 債権投資段階	400
3. 債権管理段階	401
4. 債権回収出口段階	403
5. まとめに代えて	404

第2章 適正な再生計画 407

I 適正な再生計画における数値基準	知野雅彦・407
1. 債務超過解消の期限	407
2. 経常赤字の黒字転換の期限	409
3. 再生計画終了年度の財務状態	410
(1) 私的整理手続における再生計画の期間	410
(2) 金融検査マニュアルにおける取扱い	411
II 株主責任・経営者責任	杉本純子・415
1. 総論	415
2. 株主責任	415
(1) 私的整理における株主の責任	415
(2) 私的整理の各準則における株主責任	416
(3) 株主責任の具体的な態様	419
3. 経営者責任	420
(1) 私的整理における経営者の責任	420

(2) 私的整理の各準則における経営者責任	421
(3) 経営者責任の具体的態様	424
III 債権者間の衡平	杉本純子・425
1. 債権者間の平等と衡平	425
2. 私的整理の各準則における債権者間の衡平	426
(1) 私的整理に関するガイドラインにおける債権者間の衡平	426
(2) RCC 企業再生スキームにおける債権者間の衡平	427
(3) 中小企業再生支援協議会事業実施基本要領における債権者間の衡平	427
(4) 事業再生 ADR における債権者間の衡平	428
3. 衡平性の観点から差異が認められる事例	428
(1) 少額債権の有利な取扱い	428
(2) いわゆるメインバンク等が同意している場合	429
(3) その他	430
IV 計画期間	牧野誠司・431
1. 計画期間の意義	431
2. 民事再生手続における再生計画の期間	432
3. 私的整理手続における計画期間	433
(1) 総論	433
(2) 黒字転換達成期間	433
(3) 債務超過解消期間	434
(4) 私的整理手続における計画期間のまとめ	435
4. 私的整理手続における弁済（完済）期間	435

第3章

適正な再建手続

井上愛朗・437

I 私的整理の手続	437
1. 私的整理手続の流れ	437

〔図表73〕 手続の流れとスケジュール	438
2. 一時停止の通知	439
(1) 対象債権者	439
(2) 一時停止の内容	440
(3) 一時停止通知の送付と「支払停止」	440
3. 第1回債権者会議——計画案の概要説明	441
4. 第1回債権者会議から第2回債権者会議まで	442
5. 第2回債権者会議——再建計画案の内容説明に関する会議	444
6. 第3回債権者会議——決議会議	444
(1) 書面による同意	444
(2) 第2会社方式	445
(3) 対象債権者の同意の対象	445
(4) 債権者会議での決議事項	446
(5) 対象債権者との個別の条件変更契約	446
(6) 私的整理の成立後	447
II 「詐害的公司分割」と「私的整理」	447
1. 詐害的（濫用的）会社分割	447
(1) 私的整理の一手法としての「第2会社方式」	447
(2) 会社法の施行と詐害的（濫用的）会社分割	448
(3) 会社法制の見直しに関する要綱案（詐害的公司分割の救済）	449
2. 詐害的公司分割がなされた場合の債権者の対抗策と裁判例	449
〔図表74〕 詐害行為が問題となった判例	451
〔図表75〕 否認が問題となった判例	452
〔図表76〕 法人格否認が問題となった判例	453
3. 詐害的公司分割のメルクマール	455
(1) 重疊的債務引受けを理由づけとすることの当否	455
(2) 詐害性のメルクマール①——弁済率の減少	456
〔図表77〕 会社分割の貸借対照表イメージ図	457

(3) 詐害的会社分割のメルクマール②——偏頗行為性	457
4. 合理的な債権者であれば同意するであろうと評価されるための要件	459
(1) 第2会社方式を実行する必要性——法的整理の開始原因の存在	460
(2) 弁済条件の合理性	460
(3) 承継会社等の株式の換価と最大化	461
(4) 再建計画の説明	462
5. 結びに代えて	463
第4章 スポンサーの保護	464
I DIPファイナンス	464
1. 集合債権の譲渡担保の実行の意義	金大輝・464
(1) 問題の所在	464
(2) 倒産手続開始後における集合債権譲渡担保の効力に関する見解	465
(3) 倒産時における集合債権譲渡担保の効力の制限の可能性	466
(4) 今後の展望	468
2. 登記した債権譲渡担保権の保全	木下玲子・469
(1) 債権譲渡担保の対抗要件	469
(2) 債権譲渡担保権の登記	470
(3) 債権譲渡担保権の登記のリスク	475
3. 資金繰りの管理による債権保全	木下玲子・476
(1) はじめに	476
(2) 資金繰りの概要をつかむ——粉飾を見抜く	476
(3) 資金繰りの管理	477
(4) 担保の設定	478
(5) 資金移動の手続に関する	478
(6) 会社の継続と社会貢献性	480

4. 米国のABLと事業再生ファイナンス	堀内秀晃・481
(1) はじめに	481
(2) 米国型ABL発展の経緯	482
(3) 米国型ABLのストラクチャー	483
〔図表78〕担保非適格売掛債権の例	485
〔図表79〕担保非適格在庫の例	485
(4) 米国におけるABLの事業再生への応用を支える制度	487
(5) 日本におけるABLの事業再生ファイナンスへの応用とその課題	491
5. 担保権消滅請求の限界	青木丈介・493
(1) 民事再生とリース契約の解除	493
(2) 遊休不動産と担保権消滅請求	499
II 再生支援スポンサーの保護	相澤光江・503
1. はじめに	503
2. 事業再生支援スポンサーの必要性	504
3. プレパッケージによるスポンサー選定	505
4. プレパッケージによる事業再生の問題点	507
(1) 限定的な情報開示	507
(2) 企業業績の不確実性	507
(3) 競争の不存在	507
5. プレパッケージ型事業再生におけるスポンサーの再選定	507
6. お台場アプローチ——プレパッケージにおけるスポンサー選定の基準	509
7. 優先譲受権の付与	511
8. ブレイクアップ・フィーの設定	513
9. まとめ——プレパッケージ・スポンサーの保護に関する私見	514
(1) 再選定を行わない場合	515

- (2) 再選定を行う権利を留保する場合……………515
- (3) 公正性に疑義がある場合……………516
- (4) 債権者への情報開示……………516

第5章 事業再編と税務……………518

I 法人の清算所得に関する法人税課税ルールの変更に伴う事業

再編に及ぼす影響……………古田哲也／大和田智・518

1. 清算所得課税の変更と期限切れ欠損金の損金算入……………518

〔図表80〕 青色欠損金と期限切れ欠損金によっても債務免除益を相殺し

きれないケースの取扱い……………519

2. 実在性のない資産に対する措置……………519

3. 解散した内国法人の株主の取扱い……………520

〔図表81〕 完全親会社が完全子会社の青色欠損金を引き継ぐケース……………521

4. 残余財産の分配と適格現物分配における繰越欠損金の使用

制限等の比較……………521

〔図表82〕 適格現物分配における繰越欠損金の使用制限等の比較……………522

II 仮装経理に関する税金還付事例に報告……………古田哲也／大和田智・523

1. はじめに……………523

2. 過誤納税金の還付手続における実務上の留意点……………523

〔図表83〕 更正期限、還付金の消滅時効、更正の請求期限等……………524

(1) 第1段階：粉飾決算発覚時……………524

〔図表84〕 過誤納税金の還付時期……………525

(2) 第2段階：税務当局への資料提出時……………526

〔図表85〕 循環取引(例)……………526

〔図表86〕 グループ間取引を用いて架空の処理を決算書に計上する事例……………527

III 民事再生等における債務免除益と税務上のチェックポイント

……………田端博之・528

1. 民事再生の種類と所得計算……………528

2. 債務免除とその課税関係……………528

3. 再生計画案の認可と税務上考慮すべきイベント……………528

4. 債務免除益課税の回避と税務スケジュール……………531

5. 債務免除益等と欠損金の利用……………531

(1) 法人税法57条の青色欠損金……………531

〔図表87〕 更生計画案における税務スケジュールのイメージ……………532

(2) 法人税法59条の欠損金……………532

・ 事項索引……………534

・ 執筆者一覧……………542

・ 事業再編実務研究会会員一覧……………545

・ 第2期事業再編実務研究会研究内容一覧……………549